

一般職非常勤嘱託員（学習支援員） 募集要項

業務内容	学習支援員 【5名程度】 介助が必要な児童生徒等の給食摂食支援、介助が必要な児童生徒等の移動・トイレ介助及び必要時の除菌・消毒作業等の業務です。
勤務地	大阪府立守口支援学校 〒570-0043 守口市南寺方東通5丁目2番2号
身分	地方公務員法に基づく一般職の地方公務員（非常勤嘱託員（会計年度任用職員））として採用されます。 *地方公務員法が適用され、「秘密を守る義務」や「政治的行為の制限」等が課せられます。
勤務時間	月曜日から金曜日（勤務時間・曜日については応相談可） 9:00 から 15:00 まで *学校行事等必要があると認められる場合は、本人の同意を得て勤務日以外に出勤の変更を行うことがあります。
時間外勤務	なし
勤務を要しない日	週休日 国民の祝日に関する法律に規定される休日、12月29日から翌年1月3日まで 年末年始 その他学校が指定する日（学校閉庁日、夏季休業及び冬季休業の期間など児童生徒が登校しない日）
報酬	時給 1,200 円
期末手当	支給制度あり（原則、基準日（6月1日及び12月1日）に在職し、任用期間が6カ月以上かつ週当たりの勤務時間が15時間30分以上の方が対象です。）
交通費	大阪府立学校一般職非常勤職員就業等規則に基づき、支給します。
休暇	大阪府立学校一般職非常勤職員就業等規則に基づき、付与します。 *任用期間が6ヶ月を超える場合には、年次有給休暇の付与があります。 その他、任用期間や勤務日数等、一定の基準を満たす場合には、有給又は無給の特別休暇（服喪休暇、病気休暇等）があります。
社会保険	年金保険・健康保険・雇用保険（学生は非適用）/労災（全員適用）
採用時期	令和5年4月中旬から
任用期間	令和6年3月31日まで
条件付採用期間	条件付採用期間あり（1月）
応募資格	○地方公務員法第16条各号に該当しない人 <参考>地方公務員法第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過

	<p>しない者</p> <p>三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者</p> <p>四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>
<p>選考日時</p> <p>選考方法</p>	<p>○選考日時、選考場所 別途、連絡します。</p> <p>○選考方法 面接選考（個人面接・15分程度）</p> <p>○選考結果の通知 面接後3日以内に電話にてお知らせします。</p>
<p>受験手続</p>	<p>受付期間 随時（以下の申込みの書類を郵送又は持参）</p> <p>提出書類 【一般職非常勤職員採用選考申込書】 http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoikusomu/kyoui-hijyoukin/index.html （ダウンロードして記入の上、面接時にご持参ください。）</p> <p>申込み先 〒570-0043 守口市南寺方東通5丁目2番2号 大阪府立守口支援学校 事務室宛 応募書類在中</p>
<p>その他特記事項</p>	<p>選考申込用紙等に虚偽の記載があった場合は、すべて無効となります。</p> <p>提出書類等については返却いたしません。</p>
<p>問合せ先</p>	<p>大阪府立守口支援学校 事務長まで</p> <p>TEL 06-6993-2810</p>